

子育て相談支援

子育て支援センターでは、子育ての不安、子どもの発達に関する相談をお受けしていますので、気軽にご利用ください。なお、平日お出かけできない方のために次のとおり相談日を設けています。

■日 時 12月21日(土)、1月18日(土)

午前9時30分～午後4時

※別日の希望があるときは、ご相談ください。

■問合せ 子育て支援センター ☎71-1137



行政相談

▼日時 12月20日(金)午前9時～正午

▼会場 ゆめプラザ・那須

▼内容 行政上の困りごと

▼応対者 平山英夫行政相談委員

▼問合せ (自宅) ☎72-5234

▼日時 12月20日(金)午前10時～午後3時

▼会場 ゆめプラザ・那須

▼内容 身の回りの心配ごと

▼応対者 民生委員3名

▼問合せ 那須町社会福祉協議会 ☎72-5133

▼日時 12月23日(月)午後1時30分～3時30分

▼会場 不動産会館県北支部

▼内容 不動産取引など

▼応対者 相談員2名

▼問合せ 宅建協会県北支部(那須塩原市) ☎62-6677

交通事故巡回相談

▼日時 12月27日(金)午前10時～11時20分、午後1時～2時20分

▼会場 那須塩原市役所

▼内容 交通事故など

▼応対者 交通事故相談員1名

▼予約方法 3日前までに電話で

予約し、予約がない場合、巡回相談は実施しません。

▼申込み・問合せ 県民プラザ ☎028-623-2188

広域無料法律相談

▼日時 1月9日(木)午後1時30分～4時30分

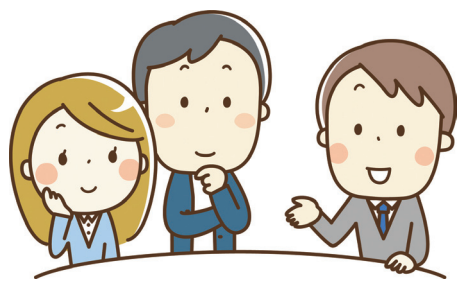
▼会場 トコトコ大田原3階市民交流センター(大田原市中央1-3-15)

▼内容 法律上の困りごと

▼定員 18名(定員になり次第締切り)

▼予約方法 1月6日(月)～8日(水)の期間に電話で予約をすることが出来ます。

▼申込み・問合せ 大田原市総務課 ☎0287-23-1111



消費の豆知識

消費生活センターはどこで相談を一人で悩まず、気軽に相談を



消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使っただけがをした」などの、消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い(あっせん)をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくよいものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくといでしょう。

Q3 どこに電話をすればよいですか？

那須町消費生活センター(☎72-6937)または、局番なしの「188」におかけください。Q4 料金はかかりますか？また、秘密は守られますか？

相談は無料ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行った上で、消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

▼問合せ 那須町消費生活センター ☎72-6937

○栃木県消費生活センター ☎028-625-2227

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、「那須町消費生活センター」へ!

■開所日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
■時間 午前9時～正午、午後1時～4時
■場所 那須町役場内1階東側
■電話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号188番へ
土日など役場が休みの時にも、相談できる窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)